
研究ノート

混合配当における先後関係問題の再検討

— その史実と現行税制に残る課題 —

松 永 真理子[†]

要 旨

資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする配当（以下、「混合配当」という。）は、会社法施行に伴う2006（平成18）年度税制改正において、資本剰余金を先行して配当するか、あるいは利益剰余金を先行して配当するかにより課税関係に差異をもたらす「先後関係問題」が懸念されたことで、配当原資全体を資本の払戻しとする立法措置が施された（法24④三）。しかしながら、そもそも混合配当の定義が法令に明記されていないことが原因となり、現行税制上も当該問題が生ずる余地は残されている。

ここで留意すべきは、時代を追うごとに先後関係問題はその内容と性質を異にしてきた点であり、その契機となったのが一つの裁判例と2021年3月11日に最高裁判決が下された国際興業管理事件の各判決である。本稿においては、先後関係問題に関する議論が制定当初から約15年もの年月を経ることでどのように発展してきたのか、上記裁判例および裁判例を踏まえた先行研究を用いて分析を行う。その上で、現行税制における課題を指摘する。

1. はじめに

資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする配当（以下、「混合配当」という。）は、2006（平成18）年度税制改正に際して、いわゆる「先後関係問題」が懸念されたことにより、配当原資全体に法人税法第24条第1項第3号（現行：第4号）を適用する立法措置が施された。

しかしながら、国際興業管理事件の各判決では混合配当の税務上の取扱いが改めて争われ、最判令和3年3月11日裁時第1763号4頁においては、その全体を資本の払戻しとする旨判示された。公定解釈が存在するにも拘らずこれが争点となったのは、そもそも混合配当の定義が法令に記されておらず、いかなる要件が揃うとそれに該当するのか不明瞭であったためである。つまり、封じ込められたかと思われた先後関係問題が生ずる余地は潜在しており、納税者には課税関係に配慮しながら別個独立の配当として税務処理を行うことが現行税制上も許容されて

[†] 立教大学大学院経済学研究科 E-mail: 22qa002y@rikkyo.ac.jp

いる。

ここで留意すべきは、2006（平成18）年度税制改正以降指摘された先後関係問題は、時代を追うごとに議論される内容と性質が変容していることである。その契機となったのは一つの裁判例と国際興業管理事件であり、具体的には、わが国では想定されていなかった簿価純資産額の状況における混合配当の取扱いが争われた国税不服審判所平成24年8月15日裁判事例集第88集206頁、プロラタ計算を定める政令の一部違法性が注目を集めた東京地判平成29年12月6日税資第267号順号13095、混合配当の取扱いに係る原則処理と例外処理が示された東京高判令和元年5月29日税資第269号順号13276、そして先にあげた前掲最判令和3年3月11日である。

本稿では、先後関係問題をめぐる議論が約15年もの間どのような変遷を辿って発展してきたのか、上記裁判例および裁判例を起点とする先行研究を読み解くことによって明らかにする。その上で、現行税制において残された課題を指摘する。

2. 2006（平成18）年度税制改正に際して懸念された「先後関係問題」

まず、2006（平成18）年度税制改正における剰余金の配当への立法措置と、立案担当者の見解を整理する。

(1) 剰余金の配当の取扱いとプロラタ計算について

会社法施行に伴い実施された2006（平成18）年度税制改正では、利益剰余金のみを原資とする剰余金の配当は法人税法第23条第1項第1号に定められ、資本剰余金を原資を含む剰余金の配当は同法第24条第1項第3号（現行：第4号）に規定された。これについて、「改正税法のすべて（平成18年度版）」には、次の記述がある。

「今回、会社法の制定により、株式会社の株主に対する会社財産の払戻しについては、従前の利益の配当及び中間配当は利益剰余金を原資とする剰余金の配当と、株式の消却を伴わない資本の減少は資本金の資本剰余金への振替え及び資本剰余金を原資とする剰余金の配当と整理されたことを踏まえ、今後は手続きではなく払戻し原資に着目することとし、払戻し原資が利益剰余金のみである場合には利益部分の払戻し（法第23①の配当等）と、払戻し原資に資本剰余金が含まれている場合にはそれ以外の払戻し（資本部分と利益部分の払戻し（法第24①三のみなし配当））と規律する」（青木 2006, 262頁）。

また、当時の立案担当者である佐々木浩・小原一博氏（財務省主税局税制第三課（組織名・肩書きは当時のもの。以下、同。））は、「税制は、所得に課税するという考え方に立って、払込資本と課税済利益の区別は依然として重要と考え、従来からの資本と利益の区別を維持することを基本とすることとしています。このため、剰余金の配当については、（中略）原資の区分を見て取扱いを決めることとしたところです。すなわち、利益剰余金が原資となる部分は配

当とし、資本剰余金が原資となる部分についてはプロラタ計算によって資本の払戻しに相当する部分と配当部分とに区分して取り扱うというものです。」(佐々木・小原 2006, 34頁)と述べており、剰余金の配当は配当原資に応じて税務処理を行い、とりわけ資本剰余金を原資とする配当には「プロラタ計算」を適用することによって、資本の払戻し部分とみなし配当部分に按分されることとなった¹⁾。ここで、現行税法におけるプロラタ計算式を掲載すると、次のとおりである。

【プロラタ計算式 (法令8①十八, 法令23①四)】

資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)

$$= \text{払戻等対応資本金額等} \times \frac{\text{払戻法人の払戻し等に係る株式数}}{\text{株式の総数}}$$

払戻等対応資本金額等 =

払戻し直前の資本金等の額

$$\times \frac{\text{資本の払戻しにより減少した資本剰余金の金額 (減少資本剰余金額)}}{\text{前事業年度終了時の簿価純資産額 (資本金等の額 + 利益積立金額)}} (= \text{払戻資本割合})$$

みなし配当 = 減少資本剰余金額 - 資本の払戻し部分

(2) 混合配当の取扱い——法人税法第24条第1項第3号の適用——

混合配当に関しては、「改正税法のすべて (平成18年度版)」において次のように示されている。

「資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った場合には、全体が資本の払戻しとなるものの、上記算式の分数の分子が『交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額』ではなく『減少した資本剰余金の額』とされているため、資本剰余金の減少額の範囲内でまず資本金等の額が減少し、交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち

1) 学説上の観点から金子 (2019, 225頁) は、「一部をその他利益剰余金からの配当、残りをその他資本剰余金からの配当として会計処理している場合には、前者の部分は、配当所得として課税の対象となる。後者の部分については、『その他資本剰余金』のうち利益部分からの配当は配当所得として課税の対象になるという平成13年の改正商法下の公定解釈を前提とすると、その他資本剰余金からの配当を、その他利益剰余金の額とその他資本剰余金の額で按分計算 (プロラタ計算) をして利益からなる部分と株主の拠出からなる部分とに分け、利益からなる部分は配当所得であり、株主の拠出からなる部分は資本の払戻であると解すべきであろう。」と述べ、税法において株主拠出部分と法人稼得利益の峻別が重要である旨説いている。

その減少資本金等の額を超える部分の金額が利益積立金額の減少額（株主にとってはみなし配当の額）となります。つまり、資本剰余金原資部分は資本金等の額と利益積立金額との比例的減少と、利益剰余金部分は利益積立金額の減少となるということです。」（青木 2006, 256-257頁）。

すなわち、配当原資全体を資本の払戻しとした上で、資本剰余金を原資とする部分が先行して配当されることが前提であったことが窺える²⁾。また、その立法趣旨については長井伸仁氏（財務省主税局税制第三課補佐）が、「資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った行為を『資本の払戻し』ではなく、それぞれ別の行為が行われたものとして処理する場合には、資本剰余金を原資とする剰余金の配当と利益剰余金を原資とする剰余金の配当のいずれが先に行われたかが問題になります。（中略）株主が法人の場合には、利益積立金額が多く減少する行為（株主においては、受取配当等の益金不算入制度が適用されること）を優先することとなり、剰余金の配当に恣意性が介在し公平性について問題が生じることとなります。そうすると、これらの行為について税制が統一的な取扱いを定めないとすれば、事後の調査等でこの後先について問題が生じることが想定されたため、税制は資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った行為を『資本の払戻し』と整理し、計算も原資に基づいて資本金等の額と利益積立金額が減少する構造とすることでこの問題の解決を図ったものです。」（長井 2011, 99-100頁）と論じており、混合配当に係る課税上の問題は制定当初から懸念されていたのであった。

（3）小括——立案担当者の見解に対する考察——

長井（2011）を踏まえると、2006（平成18）年度税制改正に際して想定されていた先後関係問題とは、資本剰余金と利益剰余金のいずれを先に配当するかによって税負担に差異が生ずることであった。しかしながら、先の記述にもあるように法人株主の場合には、「利益積立金額が多く減少する行為（株主においては、受取配当等の益金不算入制度が適用されること）を優先すること」とされており、配当順序よりむしろの部分から配当が行われたのかに主眼が置かれている。さらに言及すると、利益積立金額を多く減少させることで課税上有利になるということは、受取配当金を増大させることを意味しており、すなわち、資本の払戻し部分の金額をより低減させる資本剰余金を先に配当する手段のことを示している。

ただし後述（本稿第6節）するが、資本剰余金を先行して配当した際に税負担がより軽減されるのは、利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超で有価証券譲渡益が生ずるケースのみである。したがって、当時の立案担当者の見解からは、混合配当の全てのケースにおける課税関係が考慮されていたかどうか不明瞭といえる。本節における先後関係問題の議論をまとめる

2) 大島（2014, 285頁）、太田・伊藤（2015, 543-544頁）も同様の見解を示している。

図表 1 2006（平成18）年度税制改正時点の先後関係問題

検討の対象となった簿価純資産額の状況	先後関係問題の発生の有無	先後関係問題の判断基準	指摘した論考
利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超	発生する	記載なし	長井（2011）

（出所）筆者作成。

と、図表1のようになる。

3. 国税不服審判所平成24年8月15日裁決事例集第88集206頁に基づく検討

続いては、前掲国税不服審判所平成24年8月15日を契機として、利益積立金額がマイナスのケースに関する議論を整理する。わが国では、利益積立金額がマイナスとなる簿価純資産額の状況は生じ得るものの（法令23①四、法令23①二イ）、会社法第461条において財源規制がかけられており、そのような状況での混合配当は通常想定されず、上記裁決が下されるまで検討の射程には含まれていなかった。

その裁決以前の研究としては小山（2009）があり、利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超のケースを題材として、数値例を用いることによって検討されている。そこでは、みなし配当部分の金額に差異が生ずることを理由に先後関係問題が指摘されているものの、利益積立金額がマイナスのケースに関しては言及されていない。

（1）利益積立金額がマイナスの簿価純資産額の状況

利益積立金額がマイナスの状況における配当が確認された前掲国税不服審判所平成24年8月15日³⁾では、請求人Xは資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当について、これらは別個の議案であるなどという理由から配当原資に応じて別個独立した配当として税務処理を行い、更正処分を受けた。裁決の結果、本件配当は配当原資全体を資本の払戻しとするべきとの判断が下された。

本裁決を踏まえた論考として大島（2014）は、混合配当に係る先後関係問題について、「資本の戻入れと利益配当とが、混合して同時配当することは有り得ないことだと私は考える。同一日に配当する場合は、どちらを先行させるか、後行させるのかの問題となる。」（大島 2014, 282頁）と論じ、この問題を「混合、同時配当における先行、後行問題」（大島 2014, 283頁）と称している。その上で、利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超の簿価純資産額の状況を前提として、資本剰余金を先行して配当することをA方式とし、利益剰余金を先行して配

3) 本裁決に関する詳細は、松永（2021, 84-87頁）を参照。

当することをB方式と仮定することで、みなし配当部分の金額に差異が生じるかどうか数値を用いて検証した。結果として、A方式とB方式との間でみなし配当部分の金額が異なることが指摘されている（大島 2014, 283-284頁）が、ここで留意すべきは、前掲国税不服審判所平成24年8月15日が下されたにも拘らず、そこで争点とされた利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超のケースにおける先後関係問題が検討されていない点である。

その一方で、太田・伊藤（2015, 547-548頁）は、「利益積立金額がマイナスの場合には、利益剰余金を原資とする配当と資本剰余金を原資とする配当について、それぞれ別個に条文を適用したとしても、両者の適用の先後関係に拘らず、みなし配当の額は常に一定となる。」と述べ、利益積立金額がマイナスとなるケースの先後関係問題について検証した。分析の方法としては、利益積立金額がマイナスの簿価純資産額の状況に限定して、資本金等の額と減少資本剰余金額の大小関係に応じて複数のケースに区分し、みなし配当金額に差異は生じないことを示している。なお、国際興業管理事件の高裁判決後の論考となるが、谷口（2019）においても、太田・伊藤（2015）の先行研究を根拠として、利益積立金額がマイナスの状況から先後関係問題は生じないとした。

以上を踏まえると、小山（2009）、大島（2014）、太田・伊藤（2015）、谷口（2019）では、限定的な簿価純資産額の状況のみに焦点を当てた先後関係問題が指摘されており、さらに資本の払戻し部分（みなし配当部分）のみに着目してその有無を判断していたことが窺える。

(2) 限定的ケースへのアプローチ

前掲国税不服審判所平成24年8月15日は、税務訴訟にまで発展しなかったことから国際興業管理事件の各判決と比べて世間の耳目を集めず、さらに簿価純資産額の状況に応じた詳細な検討にも至らなかった。これは、本件配当の利益積立金額がマイナスの値であることは明らかにされたものの、詳細な数値が開示されなかったことに加えて、その後の研究において利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超のケースから先後関係問題は生じないと指摘されたことが原因であると捉えられる。要するに、この期間における議論は、極めて断片的な要素を抽出したピースミール・アプローチといえよう。本節における先後関係問題の議論をまとめる

図表2 前掲国税不服審判所平成24年8月15日を踏まえた先後関係問題

検討の対象となった簿価純資産額の状況	先後関係問題の発生の有無	先後関係問題の判断基準	指摘した論考
利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超	発生する	みなし配当部分	小山（2009） 大島（2014）
利益積立金額がゼロ未満かつ資本金等の額がゼロ超	発生しない	みなし配当部分	太田・伊藤（2015） 谷口（2019）

（出所）筆者作成。

と、図表2のようになる。

4. 東京地判平成29年12月6日税資第267号順号13095の概要

本節では、前掲国税不服審判所平成24年8月15日から約5年の年月が経過して争われた前掲東京地判平成29年12月6日について検討する。なお、本判決は2021年3月11日に最高裁判決が下された国際興業管理事件の地裁判決であることから、まずはその概要を示す。

(1) 混合配当の取扱いとプロラタ計算を定める政令の違法性について

前掲東京地判平成29年12月6日において争点となった混合配当の簿価純資産額の状況は、前掲国税不服審判所平成24年8月15日と同じく利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超のケースであった。原告Xは本件配当を配当原資に応じて別個独立したものとして税務処理を行ったところ、課税庁から配当原資全体を資本の払戻しとするよう更正処分を受けた。地裁判決においては、本件配当は配当原資全体に法人税法第24条第1項第3号（現行：第4号）を適用すべきとした上で、プロラタ計算を定める法人税法施行令第23条第1項第3号（現行：第4号）の一部違法性が指摘された。とりわけ後者に関しては、利益積立金額がマイナスの状況において配当原資全体を資本の払戻しとしてプロラタ計算を適用すると、利益剰余金を原資とする部分が資本の払戻し部分に一部含まれる、いわゆる「資本の払戻し食い込み問題」⁴⁾が生ずることになるため、それが発生する場合において違法であり無効である旨判示された。

(2) 先後関係問題が注目されなかった原因

国際興業管理事件の地裁判決後は、前掲国税不服審判所平成24年8月15日以降と異なり、先後関係問題に係る議論が隆盛を迎えることはなかった。それは、本判決におけるプロラタ計算を定める政令の違法性へのインパクトが大きかったこともあるが、特に本件配当に充当された利益積立金額がマイナスの値であったことが影響を与えたものと推察される。すなわちこれは、利益剰余金が先行して配当されても、資本剰余金が先行して配当されても資本の払戻し部分（みなし配当部分）の金額に差異は生じないため、先後関係問題は発生しないとすでに指摘されたケースである。

とはいえ、前掲東京地判平成29年12月6日は、前掲国税不服審判所平成24年8月15日よりも利益積立金額がマイナスとなる簿価純資産額の状況に注目が集まったことにその意義を見出すことができる。

4) これに関しては、坂本（2020b）、松永（2021）、高橋（2021）を参照。

5. 東京高判令和元年5月29日税資第269号順号13276のインパクト

本節では、前掲東京高判令和元年5月29日以降、先後関係問題に係る議論が簿価純資産額の状況に応じたものへと進展した流れを整理する。

(1) 東京高裁で示された「原則処理」と「例外処理」

前掲東京高判令和元年5月29日は、前掲東京地判平成29年12月6日の控訴審であり、混合配当に係る原則処理と例外処理が示された⁵⁾。ここで判示された原則処理とは、配当原資に応じて別個独立した配当として税務処理を行う方法であり、例外処理とは先後関係問題が生ずる場合においてのみ配当原資全体を資本の払戻しとする方法である。つまり、後者の簿価純資産額の状況としては、利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超のケースが該当する。

公定解釈ならびに地裁判決とは異なる原則処理が示されたことに加えて、わが国において一般的とされる混合配当のケースが例外処理の対象となったことにより、多くの論考において簿価純資産額の状況に応じた詳細な検証が行われた。

(2) 簿価純資産額の状況に応じたケース分類

前掲東京高裁判令和元年5月29日以降、先後関係問題をケース分類により分析した先行研究としては、税務通信データベース(2019)および坂本(2020a)があり、両者とも簿価純資産額の状況について、資本金等の額と利益積立金額のそれぞれがプラスかあるいはマイナスであるかによって三つに区分している。加えて、坂本(2020b)は、混合配当に係る先後関係問題と資本の払戻し食い込み問題を整理し、とりわけ前者に関しては、「混合配当の取扱いに先後関係問題が影響していたことは明らかである。もっとも、混合配当だからといって先後関係問題が必ず生じるというわけではない。それは配当を行う法人の純資産の部の状況に左右される。」(坂本 2020b, 30頁)と論じた。そして、「そもそも混合配当とは、資本剰余金と利益剰余金を原資とし、双方を同時に減少して配当を行うことを指すが、ここでいう『双方を同時に減少』が何を意味するのかは必ずしも明らかではない。」(坂本 2020b, 39頁)と指摘し、混合配当に係る根本的問題にも言及している。

続いて松永(2021)においては、先にあげた三分類に利益積立金額と資本金等の額の双方がマイナスのケースを加えた四分類を前提として、設例による検討を行った。その結果、松永(2021, 101頁)では、「ここまで四つのケースを検証したが、課税関係に差異が生じるのは、(1)の利益積立金額と資本金等の額がプラスのケースのみであった。そのほかのケースでは、利

5) 前掲東京地判平成29年12月6日および前掲東京高判令和元年5月29日の詳細については、松永(2021, 87-95頁)を参照。

益配当と資本配当のどちらが先に配当されたとしても、金額に差異は発生しない」とした。

さらに高橋（2021）は、先後関係問題が生ずる原因について、「この問題は配当順序が払戻等対応資本金額等算式中の簿価純資産額に影響を及ぼすことにより、その分数式（以下、『払戻資本割合』という。）が相違することに起因する。たとえば、利益剰余金を原資とする配当を先に行うと、資本剰余金を原資とする配当を先に行った場合に比し、簿価純資産額が減少し払戻資本割合が大きくなるため、結果的に資本の払戻し部分が増大し、これに連動してみなし配当部分が減少する。」（高橋 2021, 97頁）と述べており、配当順序に応じてプロラタ計算式の払戻資本割合が変動することから、当該問題が発生することを指摘している。その上で高橋（2021）は、坂本（2020b, 30頁）に基づいて、「混合配当であれば常に先後関係問題が生じるわけではないことに留意されたい。これは、配当を行う法人の純資産の部の状況（資本金等の額と利益積立金額）に左右される。」（高橋 2021, 97頁）とした。

（3）小括——東京高裁を踏まえた先後関係問題の結論——

ここまでの先行研究を踏まえると、簿価純資産額の状況によるケース分類は次のようになる。

- ①利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超
- ②利益積立金額がゼロ以下かつ資本金等の額がゼロ超
- ③利益積立金額がゼロ超かつ資本金等の額のゼロ以下
- ④利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ未満

上記ケースのうち、松永（2021）で指摘した④のケースは、数理計算上は想定されるものの実際に配当を行うことは困難であるため、本稿の射程からは捨象する。

本節で掲載した先行研究で留意すべきは、先後関係問題が生じるか否かについて、前節と同じく資本の払戻し部分（みなし配当部分）の差異によって判断されていたことである。それが基準となった背景には、2006（平成18）年度税制改正における簿価純資産額の状況は利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超のみが前提とされ、資本の払戻し部分いわゆる有価証券譲渡対価を算出する時点で配当順序による金額の差異が生じていたことから、そこに譲渡原価を対応させたとしても当然先後関係問題は発生するため、結果として譲渡対価のみでその有無が判断されたものと思われる。

以上を踏まえると、本節における先後関係問題の議論は図表3のようにまとめられる。

図表3 前掲東京高判令和元年5月29日を踏まえた先後関係問題

検討の対象となった簿価純資産額の状況	先後関係問題の発生の有無	先後関係問題の判断基準	指摘した論考
利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超	発生する	資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)	坂本 (2020 a) 坂本 (2020 b) 松永 (2021) 高橋 (2021)
利益積立金額がゼロ以下かつ資本金等の額がゼロ超	発生しない	資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)	坂本 (2020 a) 坂本 (2020 b) 松永 (2021) 高橋 (2021)
利益積立金額がゼロ超かつ資本金等の額がゼロ以下	発生しない	資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)	坂本 (2020 a) 坂本 (2020 b) 松永 (2021) 高橋 (2021)
利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ未満	発生しない	資本の払戻し部分 (有価証券譲渡対価)	松永 (2021)

(出所) 筆者作成。

6. 最判令和3年3月11日裁時第1763号4頁を踏まえた議論

前掲最判令和3年3月11日では、前掲東京高判令和元年5月29日の判決を覆し、混合配当は配当原資全体に法人税法第24条第1項第4号を適用することに加えて、プロラタ計算を定める政令(法令23①四)の一部違法性が指摘された。後者の判決を踏まえた2022(令和4)年度税制改正では、法人税法施行令第23条第1項第4号が改正され、資本の払戻し部分の金額は減少資本剰余金額を上限とするよう整備された。

本判決で留意すべきは、有価証券譲渡対価の金額と同じく払戻資本割合が適用される有価証券譲渡原価の算定に関して、何ら言及されなかったことである⁶⁾。ここで、利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超の簿価純資産額の状況である本件配当は、いずれの配当手段が選択されても有価証券譲渡対価の金額は同額となることに加えて⁷⁾、有価証券譲渡原価を算出する際に使用された払戻資本割合は、法人税法施行令第23条第1項第4号が適用された結果1に引き戻されたことから、そこに税負担の差異が生ずる余地を見出せなかったものと推察される。以上を踏まえて本節では、「有価証券譲渡対価と譲渡原価の関係」を混合配当の課税関係に影響を与える第二の要素とした先行研究を検討する。

6) 前掲東京地判平成29年12月6日および前掲東京高判令和元年5月29日においても譲渡原価に関しては指摘されていない。

7) 小島・栗原・安部(2018, 6頁)も同様の見解を示している。

(1) 坂本 (2021) で示された「有価証券譲渡対価と譲渡原価の関係」

まず、有価証券譲渡対価と譲渡原価の関係を初めて明確に指摘したのは坂本 (2021) であり、これについて、「(1)配当を行う法人の資本金等の額および利益積立金額の状況、(2)有価証券の譲渡対価と譲渡原価の関係がある。前者は先後関係問題の検討でも用いられた、いわば議論の前提である。後者は譲渡益と譲渡損のいずれが計上されるかをその内容とする。」(坂本 2021, 34-35頁)と論じている。さらに、前掲最判令和3年3月11日を踏まえて未だに課税関係に差異が生ずる簿価純資産額の状況は、資本金等の額と利益積立金額の双方がゼロ超のケースと、資本金等の額がゼロ超で利益積立金額がゼロ以下(払戻し資本割合が1の場合を除く)のケースであることを示し、利益積立金額がゼロ以下のケースであっても先後関係問題は発生するとした(坂本 2021, 35-37頁)。

なお、3.(1)で取り上げた谷口 (2019) では、混合配当の配当原資全体に法人税法第24条第1項第4号を適用することに対して、「混合配当のうち配当先後関係問題が生じないものにまでその射程を及ぼす点では、『過形成』の領域に踏み込んでいることになる。」と述べられているが、ここで坂本 (2021) の結論を踏まえると、過形成の領域に含まれるのは利益積立金額がゼロ超かつ資本金等の額がゼロ以下のケースのみであり、その分射程は狭まることになる。

(2) 松永 (2022) による「総合的分析」

坂本 (2021) によると、先後関係問題が生ずるのは5.(3)で掲載された①から③のケースのうち、③を捨象した①と②の二つとなる。これに関して松永 (2022) では、②をさらに細分化することによって次のように分類した(松永 2022, 141頁)。

- ①利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超
- ②-1 利益積立金額がゼロかつ資本金等の額がゼロ超
- ②-2 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超(払戻資本割合が1以外)
- ②-3 利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超(払戻資本割合が1)

②のうち、利益積立金額がゼロとマイナスに分けられるのは、利益積立金額がマイナスであると、先にあげた資本の払戻し食い込み問題が生ずる可能性があり、ゼロであればそれは生じないためである。さらに、利益積立金額がマイナスのケースを二つに区分したのは、法人税法施行令第23条第1項第4号が適用されるか否かによって、払戻資本割合が1になる場合とならない場合が想定されるためである。次いで、有価証券譲渡対価と譲渡原価の関係については、以下三つのケースが想定され得る(松永 2022, 141頁)。

- i 有価証券譲渡対価 > 有価証券譲渡原価

- ii 有価証券譲渡対価<有価証券譲渡原価
- iii 有価証券譲渡対価=有価証券譲渡原価

さらに、これら二つの要素には三つの配当手段を組み合わせる必要があり、松永（2022, 141-142頁）においては、「どのような配当手段が選択されるのかによって課税関係に差異が生ずることがある。具体的には、利益剰余金を先行して配当するか（以下『利益先行型』という。）、資本剰余金を先行して配当するか（以下、『資本先行型』という。）、あるいは配当原資全体を資本の払戻しとするか（以下、『一括払戻型』という。）の三つが想定される。」と示した上で、設例による分析を行った。検討の方法としては、税負担に差異をもたらす有価証券譲渡損益と益金算入部分の金額に着目し、結果として①、②-1、②-2のケースにおいて先後関係問題が生じ、さらに①で有価証券譲渡益が生ずる場合を除いた全てのケース⁸⁾において、利益先行型の税負担が最も軽減されることを明らかにした（松永 2022, 143-144頁）。

また、2022（令和4）年度税制改正にて法人税法施行令第23条第1項第4号が改正される以前は、②-2および②-3のケースに関して、資本の払戻し食い込み問題が生じることによって一括払戻型と資本先行型の間でも課税関係が異なることにも言及している（松永 2022, 145頁）。これは、一括払戻型が選択されると減少資本剰余金額を超過した資本の払戻し部分の金額が算出されることで資本先行型よりも譲渡対価が多額となり、税負担が増大することが原因である。もっとも、先にあげた立法措置が施されると、資本の払戻し部分の上限金額は減少資本剰余金額となり、一括払戻型と資本先行型の税負担は一致することから、上記問題は解消される帰結となった⁹⁾。

ここで着目すべきは、法人税法施行令第23条第1項第4号が改正される前における利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超のケースでは、資本剰余金が先行して配当された場合と配当原資全体を資本の払戻しとした場合の間においても税負担に差異が生じていたことである。要するに、2022（令和4）年度税制改正以前は、混合配当に係る先後関係問題について、利益剰余金を先行して配当する手段と資本剰余金を先行して配当する手段のみならず、配当原資全体を資本の払戻しとする配当手段もその射程に含める必要があったといえよう。

(3) 総括

坂本（2021）および松永（2022）の検討を踏まえると、**図表4**のようになる。

8) このケースに関しては、保有株式の種類による益金不算入割合によって有利となる配当順序が変動することが想定されるが、その分析は別稿に譲ることとする。

9) とりわけ②-3のケースについては、利益先行型、資本先行型ならびに一括払戻型の三つの配当手段全てにおいて税負担が均衡するようになった。

図表 4 前掲最判令和 3 年 3 月 11 日以降の先後関係問題

検討の対象となった簿価純資産額の状況	先後関係問題の発生の有無	先後関係問題の判断基準	指摘した論考
利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超	発生する	有価証券譲渡対価 有価証券譲渡原価	坂本 (2021) 松永 (2022)
利益積立金額がゼロかつ資本金等の額がゼロ超	発生する	有価証券譲渡対価 有価証券譲渡原価	坂本 (2021) 松永 (2022)
利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超 (払戻資本割合が 1 以外)	発生する	有価証券譲渡対価 有価証券譲渡原価	坂本 (2021) 松永 (2022)
利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超 (払戻資本割合が 1)	発生しない	有価証券譲渡対価 有価証券譲渡原価	坂本 (2021) 松永 (2022)

(出所) 筆者作成。

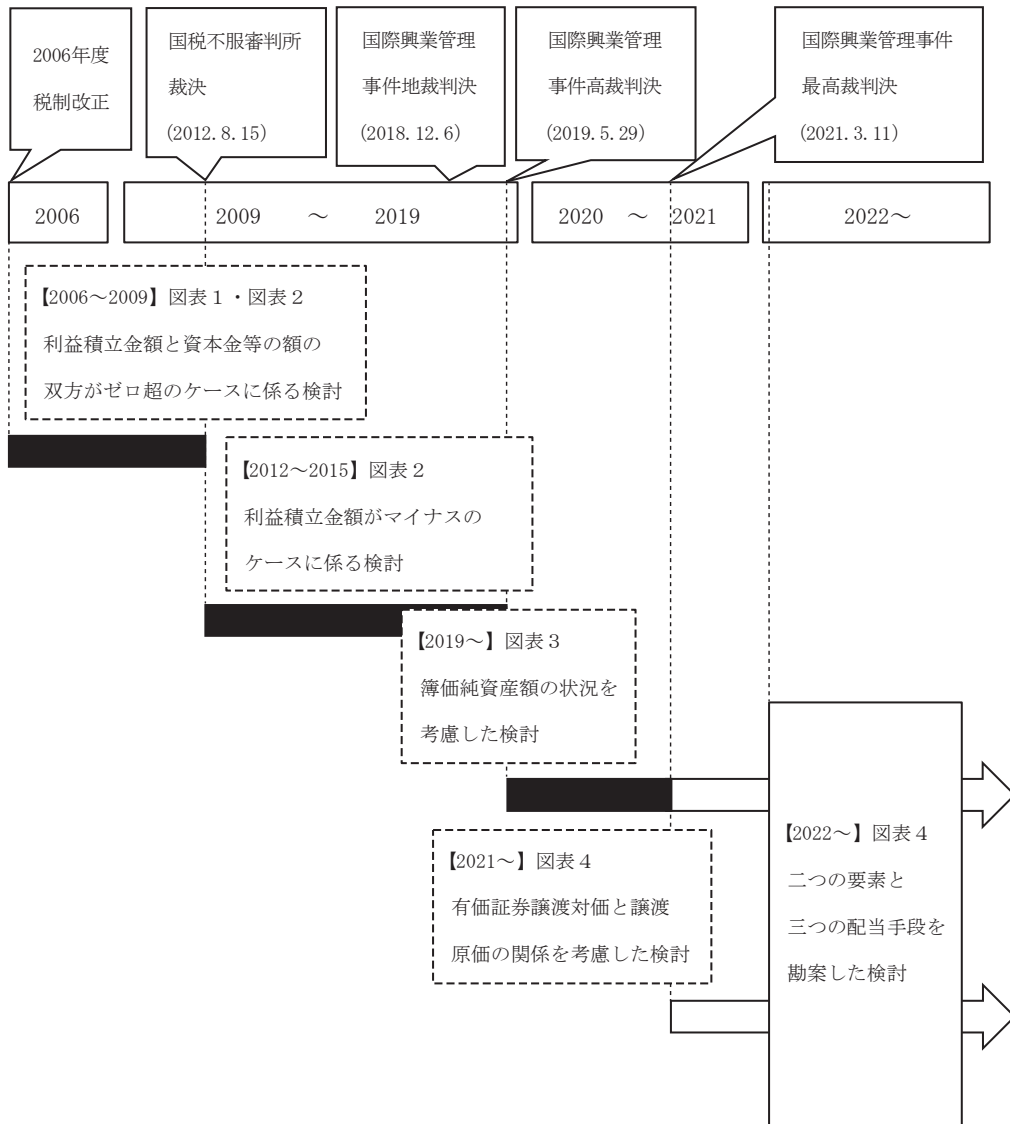
以上より、混合配当に係る先後関係問題は、図表 4 の最下部にある利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超 (払戻資本割合が 1) のケースを除いた合計三つのケースから生ずることとなった。ここで、第 1 節から第 6 節までの議論を踏まえると、図表 5 のようにその変遷が示される。なお、図表にある黒線は、先後関係問題の有無を資本の払戻し部分 (みなし配当部分) のみで判断しており、白矢印では有価証券譲渡損益がその基準である。

図表 5 によると、2006 (平成 18) 年度税制改正に際して懸念されていた先後関係問題とは、資本剰余金と利益剰余金のいずれが先行して配当されるかによって税負担に差異をもたらすことであり、最も一般的な簿価純資産額の状況のみがその射程に含まれていた。続いて、前掲国税不服審判所平成 24 年 8 月 15 日裁決が下されると、混合配当における簿価純資産額の状況には、利益積立金額がマイナスのケースも含まれることとなったが、そのケースから先後関係問題は生じない旨指摘されたことから、簿価純資産額の状況に応じた詳細な検討には至らなかった。また、前掲東京地判平成 29 年 12 月 6 日においても、利益積立金額がマイナスのケースにおける混合配当の取扱いが争点とされたものの、プロラタ計算を定める政令の違法性に注目が集まり、先後関係問題の議論が発展することはなかった。

一方、前掲東京高判令和元年 5 月 29 日においては、混合配当の取扱いを判示するに際して、先後関係問題が生じるか否かが原則処理と例外処理の判断基準とされたことから、多くの論考において簿価純資産額の状況に応じた検討が行われた。なお、この時点においても当該問題の有無は資本の払戻し部分 (みなし配当部分) の金額に委ねられている。

そして、前掲最判令和 3 年 3 月 11 日が下されると、混合配当に係る税負担の差異には、簿価純資産額の状況のみならず有価証券譲渡対価と譲渡原価の関係も影響を与えていることが明らかになり、先後関係問題は二つの要素を勘案すべきことが指摘された。結果として、利益積立

図表5 先後関係問題の変遷マップ



(出所) 筆者作成。

金額と資本金等の額の双方がゼロ超以外のケースからも当該問題が生ずることに加えて、2022（令和4）年度税制改正以前では、利益積立金額がマイナスかつ資本金等の額がゼロ超のケースに関して、資本剰余金を先行して配当する場合と配当原資全体を資本の払戻しとする取扱いとの間でさえも税負担が異なっていたのである。

7. むすびに

本稿では、2006（平成18）年度税制改正より指摘されていた「先後関係問題」について、立案担当者の見解および一つの裁決例と三つの裁判例を契機とした先行研究を分析することで、その内容と性質を整理した。結論として、ほぼ全ての論考においてこの問題は、資本剰余金と利益剰余金のいずれを先行して配当するかにより資本の払戻し部分（みなし配当部分）の金額に差異が生ずること、という意味で用いられていた。しかしながら、前掲最判令和3年3月11日以降指摘された有価証券譲渡対価と譲渡原価の関係を加味すると、その射程には三つの配当手段を含まなければならなかったのである。

すなわち、制定当初から懸念され、一般的にも周知されていた先後関係問題を「狭義」の意味として捉えるのであれば、本稿で指摘した三つ巴の先後関係問題は「広義」のそれといえよう。ただし、ここで留意すべきは、広義の問題は昨今突如として発生したものではなく、2006（平成18）年度税制改正より潜在していたことである。これが従来指摘されてこなかったのは、その当時想定されていた混合配当における簿価純資産額の状況は利益積立金額と資本金等の額の双方がゼロ超のケースのみであったため、譲渡原価に着目するには及ばないと認識されてきたことに由来することは、すでに述べたとおりである。

国際興業管理事件の最高裁判決を踏まえた2022（令和4）年度税制改正によって、混合配当を取り扱うに際して、資本剰余金が先行して配当される場合と配当原資全体を資本の払戻しとする場合における税負担は一致することとなった。しかしながら、その定義が未だ法令に記されていない現行の税制を踏まえると、広義の先後関係問題は解決に至っておらず、今後もその動向を把握することが不可欠であるといえる。

参考文献

- 青木孝徳（2006）『改正税法のすべて（平成18年度版）』大蔵財務協会。
- 大島恒彦（2014）「資本と利益の同時、混合配当に関する裁決事例（平成24年8月15日審判所裁決）の争点とその問題点」『租税研究』第771号、260-287頁。
- 太田洋・伊藤剛志編著（2015）『企業取引と税務否認の実務—税務否認を巡る重要裁判例の分析—』大蔵財務協会。
- 小山真輝（2009）「配当に関する税制の在り方—みなし配当と本来の配当概念との統合の観点から—」『税務大学校論叢』第62号、1-96頁。
- 金子宏（2019）『租税法 第二十三版』弘文堂。
- 小島義博・栗原宏幸・安部慶彦（2018）「みなし配当の計算を規定する法人税法施行令の定めを一部無効とした裁判例（東京地裁平成29年12月6日判決）」『TAX LAW NEWS LETTER』第31巻、1-8頁。
- 坂本雅士（2020a）「事例研究第187回（続）利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする剰余金の配当」『税研』第36巻第211号、77-81頁。

- 坂本雅士（2020b）「混合配当をめぐる課税問題—最高裁判決を前にして—」『會計』第198巻第5号，28-42頁。
- 坂本雅士（2021）「混合配当に係る最高裁判決を受けて—残された課題—」『會計』第200巻第5号，28-39頁。
- 佐々木浩・小原一博（2006）「平成18年度税制改正（法人税関係）について 会社法制定に伴う整備等を中心に」『租税研究』第681号，31-84頁。
- 税務通信データベース（2019）「利益・資本剰余金による配当の税務処理をケース別に確認」『週刊税務通信』第3575号，14-17頁。
- 高橋絵梨花（2021）「混合配当に係る税務論点—プロラタ計算をめぐる2つの問題—」『税研』第36巻第6号，96-101頁。
- 谷口勢津夫（2019）「谷口教授と学ぶ『税法の基礎理論』【第19回】『租税法律主義と実質主義との相克』—税法の目的論的解釈の過形成【補遺（続・完）】—」『Profession Journal』第335号（<https://profession-net.com/professionjournal/tax-article-337/> 2022年11月6日アクセス）。
- 長井伸仁（2011）「大規模法人に対する審理上の留意事項（その2，連結納税制度を中心に）」『租税研究』第738号，84-100頁。
- 西中間浩（2018）「最新判例・係争中事例の要点解説」『税経通信』第73巻第9号，166-171頁。
- 松永真理子（2021）「法人税法における混合配当の取扱いとプロラタ計算について—近年の税務訴訟を題材に—」『第16回 税に関する論文 入選論文集』75-112頁。
- 松永真理子（2022）「混合配当に係るタックス・インセンティブの検討—税負担を異にする要素と配当手段を勘案して—」『産業経理』第82巻第2号，139-149頁。